

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第14号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

※ 平成19年4月から平成19年8月の相談件数は3,245件で、前年同時期(3,601件)と比べ減少！

※ 不当請求・架空請求が799件と前年同時期(1,205件)に比べ約34%減少したものの他と比べると依然として被害は多い！

※ 補習教育(学習塾)が69件と、前月比の約216%増(7月までは、32件)で上位になった。

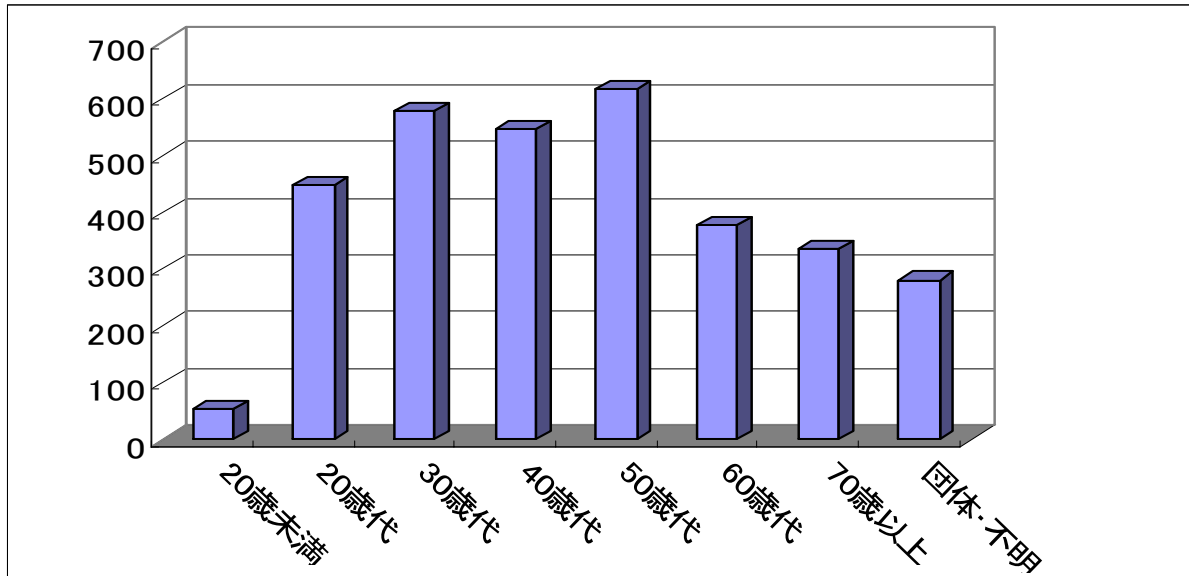
相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	799	24.6%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
賃貸住宅	271	8.4%	敷金返還トラブルなど
教室・講座	113	3.5%	英会話教室
電報・電話	101	3.1%	通話料, パケット料金
文具・事務用品	97	3.0%	電話機類, パソコン機器類
生命保険	86	2.7%	契約・保険金支払いトラブル
書籍・印刷物	76	2.3%	同窓会名簿, 紳士録
補修教育	69	2.1%	学習塾, 予備校, 家庭教師
家屋修繕工事	68	2.1%	屋根, 床下工事, 設備工事
食器・台所用品	57	1.8%	浄水器など
その他	1,508	46.5%	
合計	3,245	100.0%	

年齢構成

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合計
件数	53	450	580	547	619	379	336	281	3,245
構成比	1.6%	13.9%	17.9%	16.9%	19.1%	11.7%	10.4%	8.7%	100%



2 製品事故に関する情報

※ 折りたたみ式オムツ交換台に関する注意喚起（新着）

国民生活センター危害情報システムに、デパートやショッピングセンター、公共施設等に設置されている折りたたみ式のオムツ交換台から乳幼児が転落して頭蓋骨骨折をしたとの情報が寄せられ、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20071005_3.html

※ 全自動洗濯機に関する注意喚起（新着）

日本サムスン株式会社が販売した全自動洗濯機（SW-50A1S、2000年10月～2002年9月製造、2000年10月～2003年11月輸入販売）の一部製品において、電気部品（コンデンサー）の劣化により発煙に至る場合がある事が判明しました。対象機種に関して無償点検・修理（コンデンサー交換）を行っています。

⇒詳しくは製品評価技術基盤機構ホームページへ

http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku_index/20071015.html

※ 液晶テレビに関する注意喚起（新着）

株式会社 日立製作所 コンシューマ事業グループが製造した液晶テレビ(26V型ハイビジョン液晶テレビ W26L-H80 (W26L-H80CSは対象外), 製造番号(下6桁):***000001~***026926 (**026927以降は対象外) 2005年8月~2006年3月 製造分において, 部品故障により稀にはじけ音や瞬時の発煙を伴い, 電源が入らなくなる場合があることが判明したため, 無料点検, 処置を行っています。

⇒詳しくは製品評価技術基盤機構ホームページへ

http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku_index/20071011.html

※ 椅子に関する注意喚起（新着）

株式会社スマイル(輸入者)・アスクル株式会社(販売者)が2006年8月31日~2007年9月25日の間に販売した椅子において, 当該製品の一部において, 接着不良と思われる商品が含まれ, 脚部と座面がはがれるという事象が発生しています。怪我をする等の事故は発生していませんが, 使用中に転倒される恐れも考えられるため, 安全を最優先に考え, 該当商品の使用中止を呼びかけ, 点検及び部品修理, 交換回収を行っています。

⇒詳しくは製品評価技術基盤機構ホームページへ

http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku_index/20071001.html

製品事故から身を守るために

これからの寒い季節にはかかせない暖房器具等も, 誤った使い方をすると, 大きな事故につながってしまうため, 注意が必要です。

※ 暖房器具等の一酸化炭素中毒事故(死亡を含む)の例

- ・ 排気がそのまま屋内に出る小型湯沸かし器を, 換気扇を回さずに使った。
- ・ 石油ファンヒーターの空気の入りが, ほこりにつまっていた。
- ・ ファンで屋外に排気する湯沸かし器で排気ファンが回らないまま, 給湯され, 排気が室内に出た。
- ・ 中で空気を通るホースが劣化してひびわっていた。
- ・ 煙突, 排気口, 呼気口が外れていた・穴が開いていた・巣や葉っぱ, 雪等でふさがっていた。
- ・ 締め切った部屋で, 石油暖房器具を換気せず使用し続けた。

物が燃えるには, 新鮮な空気が必要です。空気が不足し, 室内空気が汚染されると, 一酸化炭素が発生します。一酸化炭素が1%含まれた空気中では, 数分で死亡します。一酸化炭素は無色無臭のため, 頭痛や吐き気で身体の異変に気づいたときには, 手足がしびれて動けず, 死に至る可能性もあります。

⇒ ガスや石油を使うときは、窓を開けるなど、必ず換気をしましょう。

(自動的に排気する機器は、ファンの作動音を確認しましょう。)

ただし、煙突式のガス機器を使用中に隣で換気扇を回すと危険です。煙突から排気が出ていかず、一酸化炭素中毒になるおそれがあります。窓を開ければ、窓からの空気が入って煙突から排気されます。

⇒ 暖房器具などに表示される換気サインは、室内空気の悪化を反映したものではないため、換気サインに頼らず、1時間に1～2回、1～2分間程度は外気との換気を行いましょう。室温を下げずに、室内空気汚染を改善できます。

⇒ 石油ファンヒーターは設定温度を高くすると、室内空気環境がより悪化されます。設定温度はできるだけ控えめに使用しましょう。

※ 暖房器具等のその他の事故の例

- ・ 石油ファンヒーターの近くに置いてあったカセットコンロ用のガスボンベが温風で爆発した。
- ・ 昨年持ち越しした灯油を石油ストーブに使用すると、異常燃焼した。
- ・ 電気カーペットの上で寝たら、やけどしてしまった。
- ・ 浴室換気乾燥暖房機が電源線の不適切な接続等で焼損、火災した。
- ・ 石油ストーブの電池を抜かず収納し、周りの布団等の収納物に押されスイッチが入り、火災が発生した。

⇒ ファンヒーターなどの温風があたる場所にスプレー缶を置くと、缶が爆発する危険性があります。また燃焼中に使用すると、引火する危険性もあります。スプレー缶を暖房器具等に近づけないようにしましょう。

⇒ 昨年持ち越しした灯油は、保管状況によっては、成分が変質しているおそれがあり、ストーブ等に使用すると、異常燃焼や故障の原因となるため、使用しないようにしましょう。灯油の処分方法は、購入店に相談しましょう。

⇒ 電気カーペットでは、就寝時に使用すると低温やけどになる可能性があるため、就寝時の使用は禁止されています。また、電気カーペットの上に布団を敷いて寝ると、乳幼児や高齢者は、脱水症状・体温上昇などにおちいり、熱中症になる可能性があります。

⇒ 暖房器具の使用や電源線の接続については説明書をよく読みましょう。収納場所は十分なスペースをとり、収納時は電池を抜きましょう。

急告！ 長年ご使用の古い扇風機や家電製品にご注意ください！！

使用期間の長い家電製品による火災事故が発生しています。使用期間の長い家電製品を使用するときは、必ず点検を実施し、異常があるときは、使用中止の上、販売店やメーカーに連絡してください。

参考 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

独立行政法人国民生活センター発行 たしかな目 2007 11月号

3 お知らせ

※ 市民料理教室「京風おせち料理」開催！

京都市では、市民の皆様の食生活の充実を図るとともに、生鮮食品の流通の現状、食文化継承の重要性等について広く知っていただくため、新年を目前とした年の暮れ、「京風おせち料理」を題材とする市民料理教室を次のとおり京都水産協会との共催で開催します。

- ・日時 平成19年12月15日(土) 午前9時30分から正午まで
平成19年12月16日(日) 午前9時30分から正午まで
- ・会場 京都衛生専門学校(南区東九条南山王町5-1)
定員各日とも100名(市内在住の方、申込み多数の場合は抽選)
- ・参加費用 500円(材料費の一部)
- ・申込先及び申込方法
 - *一通のハガキで複数(3名まで)の参加者の申込みが可能です。
 - *往復ハガキに氏名、年齢、住所、電話番号、希望日(どちらか一方)と参加希望者全員の氏名と年齢を明記し、下記までお申し込みください。
〒600-8847 下京区朱雀分木町 京都市中央卸売市場第一市場内
京都水産協会おさかな普及事業推進委員会 (TEL311-5286)
- ・締切 11月30日(金)必着
- ・問合せ先 京都市 市民総合相談課 (TEL256-1110)

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800 (消費生活相談専用)

消費生活相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後4時

**京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F
市民生活センター**

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html
をご覧ください。

- * 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ：
257-9002 午前10時～午後4時

4 多重債務者対策の取組について

全国的に消費者金融の利用者が約1,400万人、そのうち多重債務状態に陥っておられる方が約200万人いると言われており、多重債務問題は深刻化しています。

平成18年12月の貸金業法（貸金業規正法）の改正に伴い、金融庁に多重債務者対策本部が設置され、同対策本部は平成19年4月に「多重債務問題改善プログラム」を作成しました。本プログラムに基づき、各省庁及び全国の自治体で、多重債務問題に関する様々な取組が始められています。

本市においても、「多重債務者の掘り起こしによる救済」や「啓発・教育による未然防止」に関する庁内連携を円滑に行うための庁内会議（多重債務問題対策専門委員会）を10月に設置しました。

また、10月に設置された「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」（事務局京都府）に参画し連携を図っています。

さらに、本年12月を目途として、多重債務で悩んでおられる方を対象とした「詳細な聞き取り」「債務整理方法等に関する情報提供」「弁護士等の専門相談窓口への確実な取継」など、専門家への橋渡しを行うための相談体制の充実に向けた準備を進めています。

多重債務は必ず解決できます！ ～一人で悩まないで～

複数の金融機関から借りた借金を返済できなくなったとき、その返済のための新たな借金は、あなたの生活を悪化させてしまう結果にしかありません。

一刻も早く下記の相談窓口にご相談してください。

☆ 京都弁護士会 075-231-2378

☆ 京都司法書士会 075-241-2666

（無料のクレジット・サラ金相談です。まずはお電話で予約してください）



平成19年11月発行 京都市印刷物 第193132号